

# 国産農林水産物等販路新規開拓緊急対策事業 Q & A

令和 4 年 1 月 26 日

## I 総論関係

(問 1) 本事業の趣旨、概要いかな。

(答)

農林水産省では、新型コロナウイルス（以下「新型コロナ」という。）の影響により在庫の滞留、価格の低下等が生じた農林水産物等を対象に、令和 2 年度 3 次補正予算の国産農林水産物等販路多様化緊急対策事業（以下「多様化事業」という。）によりその販路の多様化を支援してきたところです。

本事業は、新型コロナの影響を受け、外食需要、インバウンド需要が消失した生産者等によるインターネット販売や地域の特色を活かしたイベントなど、新たな販路の定着に資する販路開拓の促進を行った場合に、多様化事業と同等の支援を実施することとしております。

(問 2) 国産農林水産物等販路多様化緊急対策事業との違いいかな。

(答)

支援内容は多様化事業と同等の内容ですが、本事業では、①テイクアウト・デリバリー等への取組支援において、既存商流を通じた食材調達の支援も対象に追加（多様化事業では EC 事業者を通じた食材調達が対象）、②創意工夫による継続的な販路開拓への取組支援において、事業終了後の販路の継続や定着に資する取組の実施を要件化、といった個別メニューにおける変更点もあります。詳細は、改めて要綱要領等を確認して下さい。

(問 3) 今後のスケジュールはどうなるか。

(答)

今後の予定は下記のとおりです。

### 【募集】

事業の公募期間：令和 4 年 1 月 26 日(水)～ 2 月 10 日(木)

事業採択の内示：令和 4 年 2 月下旬～ 3 月上旬

事業実施期間：令和 4 年 3 月上旬（交付決定後）～ 同年 3 月 25 日(金)

※予算に限りがありますので、補助金申請額が予算額を大幅に超過した場合には、募集期間内であっても募集が終了する可能性があります。また、今後の申請状況や社会情勢等を踏まえ、日程は変更されることがございます。スケジュール等詳細は事務局ホームページ (<https://hanro-kaitaku.jp/>)をご確認ください。

## II 事業対象関係

(問4) 対象となる国産農林水産物等とは。

(答)

新型コロナウイルスの影響により、令和元年度以前の過去5年のうち最高と最低を除いた3年の平均値(以下「5中3」という。)に比べ、令和3年10月以降の可能な限り直近のデータ(生産時期等によりやむを得ない場合を除く。)において、

- ① 在庫量が2割以上増加していること
- ② 価格が2割以上低下していること
- ③ 販売量が2割以上減少していること
- ④ 販売額が2割以上低下していること

のいずれかを満たすことを客観的に証明できる国産農林水産物等(以下「対象農林水産物等」という。)です。

2割の算定に当たっては、豊作/豊漁や作り過ぎなど、新型コロナウイルスの影響以外に起因する部分があり、当該部分を切り分けて影響を計算できる場合には、当該部分を控除して算定します。

新型コロナウイルスの影響によりやむを得ず在庫が滞留しているのではなく、良好な相場環境や先高感の下、自らの経営判断の一環で十分な在庫量を確保しているものと認められるような場合などは、新型コロナウイルスによる影響を精査するため、価格や販売額など、①～④の複数データを追加提出いただく場合があります。

(問5) 「2割」要件を満たすか否かは、どの主体で判定すれば良いのか。

(答)

生産者等(生産者、加工業者、卸売業者又はこれを構成員とする団体をいう。以下同じ。)の在庫量、取引価格、販売量又は販売額で判定することが基本ですが、生産・流通実態、新型コロナウイルスの影響を示す客観的データの有無等に応じ、県域を越えない範囲のデータで判定することも可能です。例えば、生産者等の客観的な在庫データがあれば、当該データを基に判定しますが、当該データがないなどこれによることが困難な場合には、当該生産者等の農林水産物等を集荷している農協・漁業や県本部・県漁連、出荷先の卸売市場、当該生産者等が居住する都道府県のデータを基に判定することも可能です。

なお、中食・外食用仕向けの米など、同一品目であっても用途等によってデータを区分できる場合には、当該区分で判定することも可能です。

(問6) 全国統計で価格が2割下がっていれば、要件該当性を個別に証明する必要はないか。

(答)

本事業では、真に新型コロナウイルスの影響を受けている生産者等を支援することを目的としており、その影響を個別の生産者等ごとに示して頂く必要があります。

(問7)「客観的に証明」とはどのように証明すれば良いのか。

(答)

出荷伝票、領収書、契約している倉庫会社が発行する在庫証明書等を申請書に添付して頂きます。なお、取引の記録をシステム上で管理している場合、当該システム上のデータを印刷して添付書類としていただくことも可能です。これにより客観的に証明が可能と判断できる場合には、個々の出荷伝票等を添付する必要はありません。

(問8) 過去5年分のデータがない場合はどうすればよいか。

(答)

保有するデータを全て活用（例えば、過去3年分のデータがあれば3年平均）し、過去平均値を算出することとします。

(問9)「5中3」の平均値と比較する場合の期間の取り方いかん。

(答)

令和3年10月以降の可能な限り直近のデータ（生産時期等によりやむを得ない場合を除く。）と同月の5中3とします。

(問10)「2割」の算出について、生産者の手取りの金額で計算するのか。それとも、システムでの手数料や市場手数料を含めた金額で計算するのか。

(答)

今年度のデータと「5中3」のデータを比較するに際し、公平な条件で、新型コロナウイルスの影響を受けていることを証明できれば、どちらで比較しても構いません。

(問11)「国産農林水産物等」には木材や原皮、花きなど食材以外も含むのか。

(答)

含みます。

(問12)「国産農林水産物等」には加工品も含むのか。

(答)

主たる原料が国内で生産された加工品であれば含みます。

(問 13)「その主たる原料が国内で生産された加工品を含む」というのは、どのように確認するのか。

(答)

「主たる原料」は、食品表示基準に基づく表示の「原材料名」の先頭に記載されている原材料とします。また、国内で生産されたものか否かは、食品表示基準の「原料原産地名」により確認します。

### Ⅲ 取組内容関係

(問 14)「新たな販路の定着に資する販路開拓」の具体例いかな。

(答)

事業実施者が対象農林水産物等を活用し、

- ① 新たなインターネット販売、
- ② 新たなテイクアウト・デリバリー等の活用、
- ③ 創意工夫による継続的な新たな販路の開拓、
- ④ 学校給食、子ども食堂等への食材提供

に取り組んだ場合に、食材調達費（①にあっては送料）等を支援することとしています（④学校給食、子ども食堂等への食材提供については、追加的な新規の取組は必要ありません）。

なお、②～④の補助対象経費における食材調達費については、対象農林水産物等を生産又は販売する生産者等ではなく、生産者等から対象農林水産物等を調達する者が事業実施者となることに注意して下さい（①にあっては、対象農林水産物等を生産又は販売する生産者等が自ら事業を実施することができます）。

(問 15) いつ以降の取組を「新たな販路の開拓のための取組」とするのか。

(答)

令和3年10月以降に新たに取り組んだものです。補助対象となる取組は、原則交付決定後に着手した取組です（問 28 参照）。

(問 16) 誰にとっての「新たな販路の開拓のための取組」か。

(答)

事業実施者です。同一の事業実施者による類似の申請は、審査・採択に際し低い評価となります。また、異なる事業実施者による申請であっても、申請が互いに類似し、それぞれに創意工夫、新規性が見受けられない場合は、同様に審査・採択上低い評価となります。複数の事業実施者が共同して取り組む場合には、1申請ごとに補助上限が設定されていることも踏まえ、申請ごとに販路定着化に資する創意工夫、新たな取組を明記するようご注意ください。

なお上述の通り、学校給食、子ども食堂等への食材提供については、追加的な新規の取組は必要ありません。

(問 17) 新たな法人、団体等を立ち上げ、事業実施者とする場合、全ての販路を「新たな販路」と解して良いか。

(答)

事業実施者の構成員の既存商流に提供する場合には、「新たな販路」とは見なしません。

(問 18) 事業実施者が令和 3 年 10 月以前から既にインターネット販売やデリバリー販売に取り組んでいる場合は、本事業の対象とならないのか。

(答)

インターネット販売において、新たに対象農林水産物等の特設ページを設ける、デリバリー販売用に、対象農林水産物等を活用した新メニューを開発するなど、既に実施している取組に加えて、新たな工夫を講じて頂ければ、本事業の対象とすることができます。

(問 19) インターネット販売を活用して対象国産農林水産物等を販売する場合に、非対象とのセット商品は補助の対象となるか。

(答)

本事業の対象国産農林水産物等と非対象のセット商品（鮮魚の詰め合わせ等）については、対象国産農林水産物等の重量割合が 50%以上であるものは、補助の対象として差し支えありません。

(問 20) テイクアウト・デリバリー等の活用、創意工夫による継続的な販路の開拓を実施するに当たって、「対象農林水産物等の適正な取引に努め、その主旨に反する広告、過度な安売り競争や買ったたき等の行為は行わないものとする」とあるが、具体的にはどういうことか。

(答)

事業実施者は、「補助金の活用による半額キャンペーンや倍増キャンペーン」など、金額や量のみを強調した誘因や、消費者の適切な選択を阻害する表現を用いた広告を行わないものとします。また、小売業者等との取引に際して、流通経費を適切に転嫁することなく、補助金額をそのまま取引価格から差し引いて納品することが続けば、他の卸売業者も同様の価格での納品を求められ（買ったたき）、対象農林水産物等の価格の下方圧力がかかります。こうした安売り競争に繋がる取引は行わないこととします。

なお、生産者等、卸売業者及び小売業者に加え、地方公共団体、金融機関、商工会議所等の中立的な第三者を含む協議会を組織し、当該協議会が事業実施者となることも、適正な事業執行を図る上で有益です。

(問 21) 創意工夫による継続的な販路の開拓における「販路の開拓に向けた取組」とは何か。それぞれの販促キャンペーンは別個のものであるとして、それぞれ販路の開拓に向けた取組と解してよいか。

(答)

本事業では、新たな販路定着に資する販路開拓を支援するというその趣旨・目的に照らし、審査・採択上、取組の創意工夫、新規性を非常に重視することとしております。

このため、日時・場所のみが異なるなど同一の事業実施者による類似の申請は、審査・採択上低い評価となります。また、異なる事業実施者による申請であっても、申請が互いに類似し、それぞれに創意工夫、新規性が見受けられない場合は、同様に審査・採択上低い評価となります。複数の事業実施者が共同して取り組む場合には、1申請ごとに補助上限が設定されていることも踏まえ、申請ごとに販路定着化に資する創意工夫、新たな取組を明記するようご注意ください。

(問 22) 創意工夫による継続的な販路の開拓における「事業終了後の販路の継続や定着に資する取組」とはなにか。

(答)

本事業では、新たな販路定着に資する販路開拓を支援するというその趣旨・目的に照らし、審査・採択上、事業終了後の販路の継続性、定着性を非常に重視することとしております。

このため、単発的なキャンペーンと取られるような申請は、審査・採択上低い評価となります。販路先との覚書や定期的なキャンペーンの実施計画の作成など、事業終了後も新たに開拓した販路が継続、定着するような取組を明記するようご注意ください。

(問 23) 直接の販路は既存商流であるものの、その先更に転売され、その商材は最終的には販促キャンペーンに利用されるという場合も、支援対象となるか。

(答)

問 16 記載のとおり、事業実施者自ら、販路定着化に資する新たな販路の開拓のための取組を実施していただく必要があります。販促キャンペーンのために直接納品する事業者が事業実施者となるか、当該事業者とコンソーシアムを形成して申請する場合を審査・採択上は優先します。ご質問のような申請も可能ですが、消費者に届く最終的な納品先を事業実施計画に明記していただく必要があります。

(問 24) 同一事業者による類似の申請か否かはどのように判断するのか。

(答)

外部選考委員による客観的な審査の中で個別に判断されるので、一概には言えませんが、日時、場所等の形式的項目にとどまらず、異なる対象農林水産物等を取り扱う、異なるターゲット層に訴求する、単なる「値引き販売」に留まらない公共的意義を有する（新商品開発、地域の伝統的料理の普及・浸透等）など、内容、効果等の点も含め、既存の取組とどのように異なるのかを事業実施計画の中に記載して頂くことが重要と考えます。

(問 25) 令和 2 年度 1 次補正での「国産農林水産物等販売促進緊急対策事業」及び多様化事業で採択された取組と同様の取組も「類似の取組」とされるのか。

(答)

既に実施した取組であれば「新たな販路の開拓のための取組」ではないので、類似の取組となります。

(問 26) 実施要領上の子ども食堂等の「等」とは何か。

(答)

子ども食堂等の「等」は、幼稚園、保育園、学童保育及び子ども宅食を想定しております。新型コロナの影響を受けた生産者等への支援及び食育の推進の両立を図る取組ですので、子ども世代を対象範囲としております。

(問 27) 学校給食、子ども食堂等への食材提供について、「各学校、各施設 2 回」というのはどのようにカウントするのか。

(答)

同一事業実施者による同一施設への提供回数を、出し手（事業実施者）ベースでカウントします。

なお、学校給食への提供に当たっては、対象品目の選定、対象となる小中学校との調整等に当たり、地方公共団体（対象品目の担当部局、教育関連部局）と緊密に連携するよう努めるものとします。

(問 28) 事前着手はいつから可能か。

(答)

交付決定後の事業着手が基本ですが、旬が短い、出荷時期が限定されているなど、早期の事業実施が事業目的実現のために必要な場合には、令和 3 年 12 月 20 日以降の取組について支援が可能です。この場合、早期の事業実施が必要となった理由を具体的に説明していただく必要があります。また、全ての取組が採択されるとは限らないため、交付決定前に生じた損失は自らの責任とすることを了知の上、事業を開始していただくこととなります。